

平成 2 9 年度決算に基づく
下関市健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 5 6 8 号
平成 3 0 年 8 月 2 8 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎 様

下 関 市 監 査 委 員	小 野 雅 弘
同	大 賀 一 慶
同	木 本 暢 一
同	山 下 隆 夫

平成 2 9 年 度 決 算 に 基 づ く 下 関 市 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 に 係 る 審 査 意 見 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 9 年 度 決 算 に 基 づ く 下 関 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 並 び に そ の 算 定 基 礎 事 項 を 記 載 し た 書 類 を 審 査 し た の で、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

下関市財政健全化審査意見

1. 審査の概要	1
(1) 審査の対象	1
(2) 審査の期間	1
(3) 審査の方法	1
2. 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
①実質赤字比率	2
②連結実質赤字比率	3
③実質公債費比率	5
④将来負担比率	6
(3) 是正改善を要する事項	6

下関市経営健全化審査意見

1. 審査の概要	7
(1) 審査の対象	7
(2) 審査の期間	7
(3) 審査の方法	7
2. 審査の結果	8
(1) 総合意見	8
(2) 個別意見	9
①臨海土地造成事業特別会計	9
②渡船特別会計	10
③市場特別会計	11
④観光施設事業特別会計	12
⑤漁業集落環境整備事業特別会計	13
⑥農業集落排水事業特別会計	14
⑦水道事業会計	15
⑧工業用水道事業会計	16
⑨公共下水道事業会計	17
⑩病院事業会計	18
⑪ボートレース事業会計	19
(3) 是正改善を要する事項	20

《用語の説明》

《巻末資料》健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

凡 例

1 文中等に記載する「平成29年度」は、平成29年度決算に基づくことを、「平成28年度」は、平成28年度決算に基づくことをいい、以下同様である。

2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。

3 類団指標とは、本市の類似団体とした26都市の単純平均である。

本市の類似団体の類型は中核市であるが、中核市は人口・財政規模が非常に幅広いため、今回は平成29年3月31日現在中核市である団体のうち、平成27年国勢調査人口が40万人未満である26都市を類似団体とした。なお、26都市は、下関市・函館市・旭川市・青森市・八戸市・盛岡市・秋田市・郡山市・いわき市・前橋市・高崎市・川越市・越谷市・長野市・豊橋市・岡崎市・大津市・豊中市・高槻市・奈良市・和歌山市・呉市・高知市・久留米市・佐世保市・那覇市である。

下関市財政健全化審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

(2) 審査の期間

平成30年7月13日から平成30年8月9日までの28日間

(3) 審査の方法

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び算定書類の審査にあたっては、比率は関係法令に則り適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる健全化判断比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	平成29年度 A %	平成28年度 B %	比較増減 A - B P	早期健全化 基準 %	類団指標 (平成28年度) %
実質赤字比率				11.25	
連結実質赤字比率				16.25	
実質公債費比率	10.0	9.9	0.1	25.0	7.8
将来負担比率	101.1	93.8	7.3	350.0	63.2

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため「 」と表示している。

(2) 個別意見

実質赤字比率

実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 11.25% である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
一般会計等の実質赤字額	1,648,137	1,700,721	52,584
一般会計	2,070,247	2,145,119	74,872
土地取得特別会計	75,414	1	75,413
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	2,540	26,911	29,451
港湾特別会計	494,984	471,310	23,674
市立市民病院債管理特別会計	0	0	0
公債管理特別会計	0	0	0
標準財政規模	66,481,626	66,743,226	261,600

赤字の算定の基となるため、黒字の場合は負数、赤字の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
実質赤字比率 (計算上の比率)	(2.47)	(2.54)	(0.07)

実質赤字額が発生していないため「 」と表示している。
小数点第3位以下切り捨て。

平成29年度の実質赤字比率については、実質赤字額がないため「 」と表示している。

参考までに、実質収支の比率としてみると、平成29年度は 2.47% で、平成28年度の 2.54% と比較すると 0.07 ポイント低くなっているものの、現状では財政収支が悪化している状況ではないと認められる。

なお、平成28年度の実質赤字比率に係る類団指標は、いずれの市も「 」であった。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 16.25% である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 額	16,148,202	11,550,887	4,597,315
一般会計等	1,648,137	1,700,721	52,584
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	2,958,620	1,619,178	1,339,442
国民健康保険特別会計	1,948,333	887,415	1,060,918
介護保険特別会計介護保険事業勘定	869,236	584,663	284,573
介護保険特別会計介護サービス事業勘定	3,314	767	2,547
後期高齢者医療特別会計	137,737	146,333	8,596
公営企業に係る会計	11,541,445	8,230,988	3,310,457
臨海土地造成事業特別会計	1,711,650	1,966,444	254,794
渡船特別会計	19,472	40,254	20,782
市場特別会計	182,891	198,170	15,279
観光施設事業特別会計	2,528	2,074	454
漁業集落環境整備事業特別会計	1,172	1,421	249
農業集落排水事業特別会計	2,358	2,416	58
水道事業会計	4,490,041	4,495,657	5,616
工業用水道事業会計	353,567	398,223	44,656
公共下水道事業会計	1,674,603	1,779,826	105,223
病院事業会計	205,764	458,150	252,386
ボートレース事業会計	6,320,699	2,821,241	3,499,458
標 準 財 政 規 模	66,481,626	66,743,226	261,600

赤字の算定の基となるため、黒字又は資金剰余の場合は負数、赤字又は資金不足の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 比 率 (計 算 上 の 比 率)	(24.28)	(17.30)	(6.98)

連結実質赤字額が発生していないため「 」と表示している。

小数点第3位以下切り捨て。

平成29年度の連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため「 」と表示している。

参考までに、連結実質収支の比率としてみると、平成29年度は24.28%で、平成28年度の17.30%と比較すると6.98ポイント高くなっており、現状では財政収支が悪化している状況ではないと認められる。

なお、平成28年度の連結実質赤字比率に係る類団指標は、いずれの市も「 」であった。

実質公債費比率

実質公債費比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 25.0%である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)} \text{の3か年平均}$$

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
元 利 償 還 金	16,932,402	17,058,057	17,425,261	17,795,695
準 元 利 償 還 金	3,242,083	3,454,919	3,559,971	3,483,242
償 還 の た め の 特 定 財 源	2,003,421	2,494,972	2,522,710	2,618,382
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	12,645,641	12,569,843	13,039,397	13,168,648
標 準 財 政 規 模	66,481,626	66,743,226	67,905,571	68,218,642

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
平成29年度分実質公債費比率(単年度)	10.26344	-	/
平成28年度分実質公債費比率(単年度)	10.05690	10.05690	
平成27年度分実質公債費比率(単年度)	9.88428	9.88428	
平成26年度分実質公債費比率(単年度)	-	9.97622	
3 か 年 平 均	10.0	9.9	0.1

単年度分は端数処理せず、3か年平均は小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の実質公債費比率は 10.0%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており、公債費の財政負担が平成29年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、平成28年度の実質公債費比率 9.9%と比較すると 0.1ポイント高くなっている。

参考までに、平成28年度の実質公債費比率に係る類団指標は 7.8%となっており、平成29年度の本市との比較では、本市が 2.2ポイント高くなっている。

将来負担比率

将来負担比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} \\ + \\ \text{特定財源見込額} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}$$

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
将来負担額	215,855,178	217,505,148	1,649,970
充当可能基金額	13,114,252	16,290,314	3,176,062
特定財源見込額	18,008,383	17,694,949	313,434
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	130,274,121	132,670,777	2,396,656
標準財政規模	66,481,626	66,743,226	261,600
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	12,645,641	12,569,843	75,798

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
将来負担比率	101.1	93.8	7.3

小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の将来負担比率は 101.1%で、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており、将来の地方債償還等の支出予定額が平成29年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、平成28年度の将来負担比率 93.8%と比較すると 7.3 ポイント高くなっている。

参考までに、平成28年度の将来負担比率に係る類団指標は 63.2%となっており、平成29年度の本市との比較では、本市が 37.9 ポイント高くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率について、特に指摘すべき事項はないものの、引き続き財政の健全運営に留意されたい。

下関市経営健全化審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

次の各会計における平成29年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ① 臨海土地造成事業特別会計
- ② 渡船特別会計
- ③ 市場特別会計
- ④ 観光施設事業特別会計
- ⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計
- ⑥ 農業集落排水事業特別会計
- ⑦ 水道事業会計
- ⑧ 工業用水道事業会計
- ⑨ 公共下水道事業会計
- ⑩ 病院事業会計
- ⑪ ボートレース事業会計

(2) 審査の期間

平成30年7月13日から平成30年8月9日までの28日間

(3) 審査の方法

平成29年度決算に基づく資金不足比率及び算定書類の審査にあたっては、比率は関係法令に則り適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる資金不足比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	平成29年度 A %	平成28年度 B %	比較増減 A-B P	経営健全化 基 準 %
① 臨海土地造成事業特別会計	30.3	38.3	△ 8.0	20.0
② 渡船特別会計	—	—	—	
③ 市場特別会計	—	—	—	
④ 観光施設事業特別会計	—	—	—	
⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計	—	—	—	
⑥ 農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
⑦ 水道事業会計	—	—	—	
⑧ 工業用水道事業会計	—	—	—	
⑨ 公共下水道事業会計	—	—	—	
⑩ 病院事業会計	—	—	—	
⑪ ボートレース事業会計	—	—	—	

※ 資金不足が発生していない場合は、「—」と表示している。

※ 資金不足比率が20.0%以上となった場合は、公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定める必要があり、臨海土地造成事業特別会計においては、平成22年度の当該比率が25.8%となったため、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする経営健全化計画（※平成27年3月に、平成23年度から平成30年度までの8年間に計画期間を変更）が策定されている。

(2) 個別意見

① 臨海土地造成事業特別会計

臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	3,514,476	3,941,791	△ 427,315
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	679,592	1,034,039	△ 354,447
ウ 土地収入見込額	1,123,234	941,308	181,926
資金の不足額 ア-イ-ウ	1,711,650	1,966,444	△ 254,794
a 資本			
b 負債 (繰上充用額+地方債残高+長期借入金)	5,644,733	5,129,501	515,232
事業の規模 a + b	5,644,733	5,129,501	515,232

以上に基づき算定された臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率	30.3	38.3	△ 8.0

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率は30.3%で、平成28年度の38.3%と比較すると8.0ポイント低くなっているものの、経営健全化計画における資金不足比率の見通し(24.5%)を超える数値となっている。

② 渡船特別会計

渡船特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	175,469	115,272	60,197
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	194,941	155,526	39,415
資金の不足額 アーイ	△ 19,472	△ 40,254	20,782
a 営業収益に相当する収入の額	16,400	17,611	△ 1,211
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	16,400	17,611	△ 1,211

以上にに基づき算定された渡船特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 118.7)	— (△ 228.5)	— (109.8)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は118.7%で、平成28年度の228.5%と比較すると109.8ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

③ 市場特別会計

市場特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	842,658	792,367	50,291
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	1,025,549	990,537	35,012
資金の不足額 アーイ	△ 182,891	△ 198,170	15,279
a 営業収益に相当する収入の額	432,570	429,124	3,446
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	432,570	429,124	3,446

以上に基づき算定された市場特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (△ 42.2)	— (△ 46.1)	— (3.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は42.2%で、平成28年度の46.1%と比較すると3.9ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

④ 観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	157,949	155,697	2,252
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	160,477	157,771	2,706
資金の不足額 アーイ	△ 2,528	△ 2,074	△ 454
a 営業収益に相当する収入の額	464,035	460,732	3,303
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	464,035	460,732	3,303

※ aの中には、海峡ビューしものせき及びサングリーン菊川の指定管理者利用料金収入額が含まれている。

以上に基づき算定された観光施設事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 0.5)	— (△ 0.4)	— (△ 0.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は0.5%で、平成28年度の0.4%と比較すると0.1ポイント高くなっており、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計

漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	9,787	10,116	△ 329
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	10,959	11,537	△ 578
資金の不足額 アーイ	△ 1,172	△ 1,421	249
a 営業収益に相当する収入の額	1,538	1,463	75
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	1,538	1,463	75

以上に基づき算定された漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 76.2)	— (△ 97.1)	— (20.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は76.2%で、平成28年度の97.1%と比較すると20.9ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑥ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	390,604	402,531	△ 11,927
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	392,962	404,947	△ 11,985
資金の不足額 アーイ	△ 2,358	△ 2,416	58
a 営業収益に相当する収入の額	105,857	105,811	46
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	105,857	105,811	46

以上に基づき算定された農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 2.2)	— (△ 2.2)	— (0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は平成28年度と同率の2.2%で、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑦ 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,298,034	1,070,666	227,368
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	5,788,075	5,566,323	221,752
資金の不足額 アーイ	△ 4,490,041	△ 4,495,657	5,616
a 営業収益の額	5,798,857	5,849,466	△ 50,609
b 受託工事収益の額	4,818	4,549	269
事業の規模 a-b	5,794,039	5,844,917	△ 50,878

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。また、平成28年度においては、引当金（賞与引当金）の額も含まれていない。

※ 平成28年度のイの中には、貸借対照表の流動資産に計上されている貸倒引当金の額を加えている。

以上に基づき算定された水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 77.4)	— (△ 76.9)	— (△ 0.5)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は77.4%で、平成28年度の76.9%と比較すると0.5ポイント高くなっており、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑧ 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	22,010	38,293	△ 16,283
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	375,577	436,516	△ 60,939
資金の不足額 アーイ	△ 353,567	△ 398,223	44,656
a 営業収益の額	218,722	218,722	0
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	218,722	218,722	0

※ 平成28年度のアの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている引当金（賞与引当金）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された工業用水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 161.6)	— (△ 182.0)	— (20.4)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は161.6%で、平成28年度の182.0%と比較すると20.4ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑨ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,858,436	1,012,375	846,061
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	3,533,039	2,792,201	740,838
資金の不足額 アーイ	△ 1,674,603	△ 1,779,826	105,223
a 営業収益の額	3,637,040	3,565,340	71,700
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	3,637,040	3,565,340	71,700

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。また、平成28年度においては、引当金（賞与引当金）の額も含まれていない。

※ 平成28年度のイの中には、貸借対照表の流動資産に計上されている貸倒引当金の額を加えている。

以上に基づき算定された公共下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 46.0)	— (△ 49.9)	— (3.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は46.0%で、平成28年度の49.9%と比較すると3.9ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないと認められる。

⑩ 病院事業会計

病院事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	108,330	70,790	37,540
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	314,094	528,940	△ 214,846
資金の不足額 アーイ	△ 205,764	△ 458,150	252,386
a 営業収益の額	714,790	715,108	△ 318
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	714,790	715,108	△ 318

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。また、平成28年度においては、引当金（賞与引当金）の額も含まれていない。

※ 平成28年度のイの中には、貸借対照表の流動資産に計上されている貸倒引当金の額を加えている。

以上に基づき算定された病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 28.7)	— (△ 64.0)	— (35.3)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は28.7%で、平成28年度の64.0%と比較すると35.3ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑪ ボートレース事業会計

ボートレース事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	平成28年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,508,492	800,845	707,647
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	7,829,191	3,622,086	4,207,105
資金の不足額 アーイ	△ 6,320,699	△ 2,821,241	△ 3,499,458
a 営業収益の額	70,560,398	25,282,932	45,277,466
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	70,560,398	25,282,932	45,277,466

※ 平成28年度のアの中には、貸借対照表の流動負債に計上されているリース債務及び引当金（賞与引当金）の額は含まれていない。

以上に基づき算定されたボートレース事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 8.9)	— (△ 11.1)	— (2.2)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成29年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成29年度は8.9%で、平成28年度の11.1%と比較すると2.2ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

臨海土地造成事業特別会計を除く10会計においては資金剰余を示しており、現状では、経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

臨海土地造成事業特別会計においては、平成29年度の資金不足比率が30.3%となっており、経営健全化計画における資金不足比率の見通し(24.5%)を超える数値となっている。これは、事業進捗の遅れにより、新港地区の一部が土地収入見込額に算入できなかったことに伴い、資金の不足額が計画額を上回ったこと、及び事業を繰り越したことに伴い地方債の借入が予定を下回ったことにより、事業の規模が計画額を下回ったことによるものである。

当該計画を着実に推進され、経営の早期健全化に努められたい。

《用語の説明》

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標で構成されている。各指標において、算定された比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を策定し、健全化に向けた早期取り組みが義務付けられている。なお、将来負担比率を除く3つの指標において、算定された比率が財政再生基準以上である場合は、財政再生計画の策定が必要となる。

実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計等の実質赤字額の割合を示すものであり、本市において一般会計等に該当する会計は、一般会計・土地取得特別会計・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計・港湾特別会計・市立市民病院債管理特別会計・公債管理特別会計である。

連結実質赤字比率

標準財政規模に占める本市の全会計を対象とした各会計の実質赤字額又は資金の不足額の合計額の割合を示すものである。本指標は、公営企業会計も連結することから、本市全体のフロー指標として位置づけられる。

実質公債費比率

一般会計等が支出する公債費及び公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均のことである。

将来負担比率

一般会計等が将来負担することとなっている実質的な負債に当たる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に占める割合のことである。本指標は、実質的な負債と本市の財政規模等を比較する中長期的な視点に基づくストック指標として位置づけられる。

資金不足比率

公営企業会計の事業の規模に占める資金の不足額の割合を示すものであり、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全性を判断する指標である。公営企業が供給する住民サービスは、住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経

営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計において、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定が義務付けられている。

標準財政規模

制度的に与えられた經常一般財源の理論的数値で、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計である。

元利償還金

一般会計等における地方債の元利償還金から、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いたものである。

準元利償還金

次の(1)から(5)までの合計額

- (1)満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- (2)一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- (3)一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (4)債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- (5)一時借入金の利子

特定財源

国や県からの利子補給、貸付金の財源として起こした地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として起こした地方債の償還額に充当した都市計画税等である。

算入地方債

建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

《巻末資料》

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		港湾特別会計				
		市立市民病院債管理特別会計				
		公債管理特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計				
		介護保険特別会計介護保険事業勘定				
		介護保険特別会計介護サービス事業勘定				
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計	公営企業に係る会計	水道事業会計			
			工業用水道事業会計			
			公共下水道事業会計			
			病院事業会計			
			ボートレース事業会計			
			渡船特別会計			
		法適用企業	市場特別会計			
			観光施設事業特別会計			
			漁業集落環境整備事業特別会計			
農業集落排水事業特別会計						
臨海土地造成事業特別会計						
法非適用企業						
一部事務組合・広域連合	山口県市町総合事務組合					
	山口県後期高齢者医療広域連合					
独立行政法人	公立大学法人下関市立大学					
	下関市立市民病院					